関西アーバン

ランドオーナーローン　直担型「アパートローン」

（2019年10月1日現在）

お申込み いただける方	・日本国籍または永住許可を有する外国籍のお客さまおよび個人資産管理法人 ・お借入時の年令が満20歳以上で意思確認のできるお客さま ・過去にカード事故、ローン延滞、租税公課の滞納、1年間決済遅延（公共料金については6ヶ月） 不渡り等信用事故がないお客さま ・取扱店の営業区域内に居住または勤務しているお客さま （注）個人資産管理法人は家賃収入以外の収入がないこと、およびその代表者は上記条件を 満たしていることが必要です。
資金使途	居住用賃貸アパート・マンションの建築・購入、増改築資金（土地代含む） および前記資金使途の他社ローン借換資金 ※一部でも事業性部分を含むものは除かせていただきます。
ご融資金額	上限なし（10万円単位）
ご融資利率	変動金利型（当社の定める最優遇長期貸出金利またはローン基準金利連動型）もしくは固定金利選択型(3年・5年・7年・10年) 当社所定の利率により個々に決定させていただきます。 また、団体信用生命保険付保の場合、所定の保険料率を融資利率に上乗せさせていただきます。
金利変動の ルール	**＜最優遇長期貸出金利＞** 利率の変更の基準日を毎月６日と定め、その日の当社の定める最優遇長期貸出金利と前月の基準日の当社の定める最優遇長期貸出金利とを比較して、利率差が生じた場合、その差と同幅で借入利率は変動します。借入後最初に到来する基準日には、その日の当社の定める最優遇長期貸出金利と当初借入日の当社の定める最優遇長期貸出金利とを比較して決定します。 変更後の借入利率は、当社の定める最優遇長期貸出金利の変動した基準日を起算日として、当該起算日の月の16日以降最初に到来する返済日（利払日）の翌日より適用されます。 **＜固定金利選択型＞** お借入時またはお借入後選択された期間（3年・5年・7年・10年）は、固定金利期間となります。 固定金利期間終了後については直前の4月１日、10月１日時点の当社の定めるローン基準金利を基準とする金利変動型の利率となります。 ※固定金利期間中は他の金利タイプへの変更はできません。 ※固定金利期間終了時（固定金利期間終了日の2営業日前の日までにお取引店までお申出いただいた場合）に固定金利期間を再設定することも可能ですが、再設定後の金利は当初金利と異なる場合があります。 **＜ローン基準金利＞**・・・固定金利特約期間終了後変動金利移行時の基準金利 利率の変更の基準日を4月１日、10月１日の毎年2回と定め、4月１日と10月１日、10月１日と翌年4月１日の基準金利とを比較して、利率差が生じた場合、その差と同幅で借入利率は変動します。ただし、借入後最初の見直しでは貸出日の基準日（毎年3月１日と9月１日）現在の基準金利と貸出後最初の貸出利率の変更の基準日（4月１日又は10月１日）の基準金利を比較して、利率差を求めてその差と同幅で借入利率は変動します。 借入利率が変更される場合、4月１日の見直しは6月の、10月１日の見直しは12月の約定返済日の翌日から新借入利率が適用されることとなります。
ご返済方法	毎月元利均等返済（半年賦返済併用はご利用になれません。） **＜最優遇長期貸出金利連動型＞** 借入利率の変更に伴う新しい返済額は、変更後の借入利率、残存元金、残存借入期間に基づき計算のうえ、新借入利率適用日以降の最初に到来する毎月返済日より開始します。

ランドオーナーローン　直担型「アパートローン」

（2019年10月1日現在）

ご返済方法	**＜ローン基準金利連動型＞** ・毎回のご返済額はお借入後5回目の10月１日を基準とする利率の見直し時まで変わりません。 ・第1回目の見直し以降は5年ごとに再計算し新しく毎回のご返済額を定めます。 但し、金利が上昇しても 新しい返済額は前回の返済額の125％以内といたします。 ・5年ごとの最終の返済額変更後、借入利率の変更等により最終の返済額による返済で返済期限までに返済が完了しない場合には、残債務について返済期限に一括してご返済いただきます。
ご返済期間	1年以上30年以内（6ヶ月単位）
手数料	・銀行宛事務取扱手数料をお支払いいただきます。 110，000円（消費税等込） ・不動産担保調査手数料をお支払いいただきます。 55，000円（消費税等込） ・固定金利の特約をご希望の場合は、固定金利設定手数料をお支払いいただきます。 11，000円（消費税等込） ・変動金利型利用で繰上返済を行う場合は次の手数料が必要となります。 （一部繰上返済） ①毎月返済額を変更しないで最終返済日を繰上げる場合…5，500円（消費税等込） ②毎月返済額を変更する場合…5，500円（消費税等込） （全額繰上返済） 11，000円（消費税等込） ・固定金利選択型利用中は、原則繰上返済はできません。 但しやむをえず、固定金利選択型期間中に繰上返済される場合、金利情勢によっては相当多額な清算金（ペナルティ）が発生する場合があります。 ・その他返済条件の変更をされる場合はご融資条件変更手数料として1項目につき11，000円（消費税等込）をお支払いいただきます。
担保・保証人	担保…不動産（（根）抵当権設定） 保証人…原則法定相続人1名以上 ※当社が必要と認める場合に火災保険に質権を設定させていただくことがあります。
保証会社	不要
当社が契約している指定紛争解決機関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先　全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
その他参考となる事項	・店頭またはホームページにて返済額を試算いたします。 ・金利については窓口にお問い合せください。